

「読書権の保障」を支える 音訳者・点訳者

「読書権」といふ言葉があります。

たとえば、視覚障害のある方は、活字印刷物を直接利用することが困難です。点字、音声、あるいは大活字に変換して初めて「読める」状態となります。読みたい資料を読みたい時に読みたい形態で手にする権利、それが「読書権」といえます。公立図書館では、すべての市民の「読書権」を保障するために、外国語の本や新聞・雑誌を置く、録音図書を製作して提供する、入院中の方に本を届けるなど、バリアフリー化を進めてきました。その中心を担うのがハンディキャップサービスです。

西東京市では、図書館に活動登録している「音訳者」「点訳者」が、視覚に障害のある方が利用する録音図書や点字図書の製作等に携わっています。

録音図書は市販もされていますが、それだけでは利用者の多様なリクエストに添えることができません。そこで、西東京市図書館ブランドの音訳・点訳図書を製作して提供しています。西東京市で製作した音訳・点訳図書は、市内在住の方だけでなく、全

国の図書館を通じて全国にいる利用を希望する方々にも届けられます。利用者の細かい要求にも応え得る完成度の高い良質な音訳・点訳図書を製作しなければなりません。音声訳や点字訳の専門技術をもつ市民の協力が不可欠といえます。

音訳者の養成

西東京市図書館では、サービスを推進していくため、独自に、二年間で一サイクルの講座を実施して、技量を身につけた音訳者を養成しています。

受講者は、一年目に初級講座、二年目春から中級講座を受け、秋には広報報りの研修・実習に参加します。そ



テープ「新刊案内9月号」を録音中

して、三年目の春に「音訳者」として登録して、活動をスタートさせます。最初の活動は、「広報西東京」などの音声版「声の広報」作りです。

日本語には同音異義語が多数あり、アクセント一つで意味が通らないことが頻繁にあります。また、漢字説明、図表や写真、医学書や理化学分野の図書など、難易度の高い音訳もあります。そこで、活動開始後には、習熟度に応じて、専門技術習得のための研修も行っています。

音訳者・点訳者の活動

音訳者は、「声の広報」を作成するグループ、本や雑誌、私信などを直接対面形式で音読する対面朗読グループ、利用者の希望する本や雑誌を音訳して録音資料を製作するグループに分かれて活動しています。

対面朗読は、利用者が希望する本や私信等をあらかじめ設定した日時に図書館などの公共施設の一室で読むサービスです。

録音図書製作にあたっては、図書館に新しく入った図書のうちから、毎月七十点あまりを選んで音声で紹介した「新刊案内」テープを利用者に送り、そこからリクエストしていただきます。このほかに、利用者が直接音訳を依頼する場合もあります。録音は音訳者が図書館の録音ブースで行います。その後、校正者がすべてを

聞き直して修正箇所を指摘、図書館職員の手チェックを経て修正録音し、完成となります。録音・校正・修正に約三カ月必要です。

録音図書は、今では、カセットテープに代わり、一枚で五十時間録音可能なCD-Rに書き込んだデジタル図書が主流となりました。音声をデジタル化したもので、ネット配信が可能です。全国的組織「サピエ」に登録して、西東京市で製作しない図書を他の自治体から配信または借用して提供することができるようになりました。

点訳も同様に利用者のリクエストに基づいて製作します。印刷は図書館で行いますが、パソコンを用いてのほとんどの作業は、点訳者の自宅で行われています。

市民との協働により サービスの拡充を

今年一月、著作権法が改正されました。これまで録音図書の製作には著作権者の許諾が必要でしたが、これを廃止しました。また、利用対象は、視覚障害のある方だけに限らず、運動障害のためにページをめくったり、活字を注視したりすることが困難な方や、学習障害で視覚から情報を得ることが苦手な方などにも認められるようになったのです。

同時にデジタル化した音声やネット配信して利用者に届ける法整備も

行われました。

このような環境整備により、今後音訳資料利用者の増加が見込まれます。音訳の技術をもった市民と図書館の協働は、ますます重要になってきます。音訳者の技術向上を支える研鑽の場の提供と同時に新たな音訳者の養成に努めていきます。

さらに、本や雑誌、CD等をご自宅にお届けする宅配サービスを拡充させて高齢社会の進展に対応していくために、市民ボランティアの協力を得ることを現在検討しています。



市民との協働によってめざす行事の充実

子どもたちが、その発達段階にふさわしい本との楽しい出会いを経験するためには、何が必要でしょうか。それは、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「場所」が保障されることとされています。

図書館の役割は、市内のすべての子どもが読書を楽しむことができる環境を整えること、また、それぞれの子どもにあった事業を展開していくことだと考えています。

平成十八年に策定した「西東京市子ども読書活動推進計画」では、基本

理念として以下の文言がうたわれています。「市と市民はそれぞれの立場で子どもたちの読書を支える活動を推進し、必要に応じて協働してその環境整備を進める」

こうした基本理念を踏まえ、図書館では毎年作成する事業計画の中に、「地域で児童文化にかかわる活動をしているボランティアの方々との連携を深めるとともに、行事の充実に努めること」を挙げています。

その具体的な取り組みとして、子ども向け行事「おはなし会」があります。現在図書館では「おはなし会」を地域のボランティアの方の協力を得て実施しています。子どもが好きて、読書を大切に思い、読み聞かせについての経験や知識を持ち、熱意あふれるこうしたボランティアの参加によって、児童サービスをより充実・拡充することができ、また新しい社会のニーズに対応した活性化した事業展開も可能になると考えています。

ボランティアの養成

図書館では、従来から読み聞かせサークル等の協力を得て行事を行ってきましたが、新しいボランティアを育成するため、平成十九年度に「おはなし会ボランティア養成講座」を企画・実施しました。この講座では、初心者向けに読み聞かせの基本的な考え方やポイント、ボランティアの

役割・心構え等について学びました。またその後、この講座の修了生を対象にフォローアップ講座も実施しました。この第一期養成講座の修了生が、現在おはなし会ボランティアとして活動中です。

今年度も、新たなボランティアの参加が決まりました。九月から十月にかけて第二期養成講座を実施しています。受講者には、十一月ごろから実際に活動していただく予定です。

十団体・十三名が活動中

現在、第一期講座修了者を含む十三名と十団体がおはなし会ボランティアとして活動しています。みなさん、意欲的に熱心に活動されています。そして、おはなし会に参加する子どもたちも読み聞かせをとて楽しんでいきます。絵本やおはなしの世界に引き込まれ、目を輝かせている姿や、「あははは」と楽しげな笑いが見れたりすることもあり、ほほえましい光景が見られます。

市民ボランティアとともに

今後も図書館は、ボランティアの方と連携、協力して子どもとその保護者のために魅力的な事業を展開していきたいと考えています。職員とボランティアとの二人三脚で行うおはなし会が、参加する子どもたちに

とって楽しい時間となること、そして、一冊の絵本の読み聞かせが子どもたちの心の栄養となり、まいた種がのちに芽を出し、ぐんぐん成長することを願っています。

そのためには、パートナーであるボランティアの方には、子どものためのおはなし会であり、ボランティア活動であるという認識を持っていただくことが大切です。そして、職員とともに、ボランティアの方にも研鑽をお願いしたいと思います。これからも講座等の研修の場を設け、応援していきたいと考えています。



読み聞かせの実践〜第一期養成講座〜